

パソコンやスマートフォンからいつでも確定申告できます

国税庁のホームページでは、画面の案内に沿って金額などを入力すれば、税額などが自動計算されて、確定申告書を作成することができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、申告データとしてそのまま税務署に送信できます（別途、ICカードリーダーライターが必要）。マイナンバーカードをお持ちでない方も、申告書として印刷し、税務署へ郵送や持参で提出することができます。

またこの1月からは「スマートフォンのカメラを使って、給与所得の源泉徴収票の金額などが自動入力される機能」や「ICカードリーダーライターがなくても2次元バーコードにより申告データを送信できる機能」が追加されるなど、さらに便利になりました。

詳しくは、国税庁ホームページへ

確定申告 検索



感染症予防対策にご理解・ご協力を！

ワクチン接種の有無に関わらず、ご来場の際は、次の事項を必ずお守りください。

- マスクを着用してください。
- 体調に少しでも異常がある場合は、来場をご遠慮ください。
- 受付の際、会場（待合室）に入場できる時間をご案内しますので、この時間を守ってください。
- できる限り少人数でお越しください。

相談会場では、会場入場時の検温などの対策を実施します。なお、37.5度以上の発熱が認められた人や、職員が体調不良であると判断した人（せきが出まらないなど）は、当日の相談をご遠慮いただきます。

待ち時間にマイナンバーカードを申請しませんか

申請に必要な顔写真は、会場職員が無料撮影します。市民課に事前予約すれば、スムーズに手続きできます。

[持ち物] ▶免許証など顔写真付き本人確認証1点
または▶健康保険証、介護保険証など2点

[問い合わせ] 市民課 落合 ☎0021

竜巻等災害で住宅などに被害を受けた人へ

令和3年5月1日の竜巻等災害で、日常生活に必要な住宅や家財、車両などの資産に被害を受けた人は、確定申告により、一定の金額の所得控除（雑損控除）を受けることができます。

右ページの「申告に必要な持ち物」に加えて、次のものを持参してください。

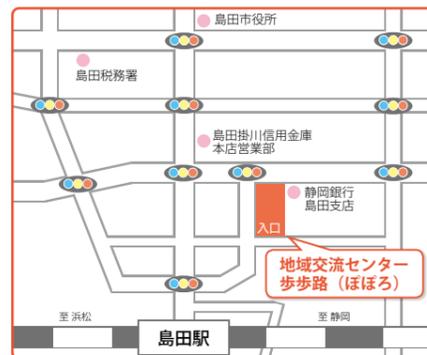
- ▶被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価格、面積など）がわかるもの
- ▶被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細がわかるものとその領収書
- ▶被害があったことによって受け取る保険金などの内容と金額がわかるもの
- ▶罹災証明書（市に申請して交付を受けた人）

事業用資産に被害があった場合は、白色申告であっても、市役所の相談会場では相談をお受けできませんので、島田税務署の確定申告会場で相談してください。

島田税務署の確定申告会場

（住宅借入金等特別控除の説明会場）

- ▶公共交通機関を利用してご来場ください。
- ▶税務署から郵送された確定申告書および確定申告のお知らせハガキがある人は、持参してください。



【所在地】 島田市本通3丁目6番の1

重要 住宅借入金等特別控除の説明会に来場される皆さんへ

期 日 2月10日（牧之原市指定日）
開設時間 午前9時～午後5時（受付終了＝午後4時）
会 場 島田市地域交流センター
「歩歩路（ほぼろ）」（左の地図参照）

持ち物などは、家屋調査時にお配りした冊子『令和3年不動産を取得・譲渡した時にかかる税金』（9～11ページ）で確認してください。

会場への入場には「入場整理券」が必要です（枚数制限あり）。入場整理券は会場当日配付しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も行っていただけます。まずは、国税庁LINE公式アカウントの友だち追加を行ってください。



令和3年分

確定申告（市役所相談会場）のご案内

申告期間

2月16日水
▶▶ 3月15日火

問い合わせ

▶所得税等申告＝島田税務署 ☎0547③3121
*所得税などに関する一般的な相談は電話相談センターへ。
（自動音声案内「0」を選択）
▶市・県民税申告＝税務課 市民税係 ☎0035

市役所の相談会場では、市民税・県民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告A（給与所得など）を中心に申告相談を行います。各会場の開設期間にご注意ください。

相談期間および会場

	相良会場	榛原会場
期 間	2月16日（水）～25日（金）	2月28日（日）～3月15日（火）
会 場	市史料館ホール	榛原庁舎4階会議室
受付時間	午前8時30分～午後4時（午前8時15分開場）	
相談時間	午前9時～正午、午後1時～当日受付分終了まで	

申告に必要な持ち物

▶申告者本人名義の口座番号がわかるもの▶マイナンバーカード（持っていない場合は通知カード+運転免許証などの身分証明書の写し）▶各種控除の証明となる書類（保険料控除証明書、医療費控除明細書など）▶収入の証明となるもの（源泉徴収票、収支内訳書など）▶税務署から郵送されたお知らせハガキなど

- *土・日曜日、祝日は相談受付を行いません。
- *開場前は会場に入れません。
- *受付人数が多い場合には、時間前に受付を終了する場合があります。
- *榛原会場は、榛原庁舎正面入口（南側）から開場します。
- *国税庁から、申告所得税および復興特別所得税の申告期限延長が発表された場合でも、市役所での申告相談や申告書のお預かりは3月15日までです。

相談の際の注意点

- 左ページの「感染症予防対策にご理解・ご協力を！」の内容を確認・遵守の上、来場してください。
- 事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書が完成していない場合は、申告相談ができません。必ず作成してから来場してください。前年も確定申告をしている場合は、前年の確定申告書や収支内訳書の控えなども持参してください。
- 公的年金から引き去りされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、引き去りされている本人のみが控除を適用できます。
- 市役所の相談会場で相談できない申告（島田税務署の確定申告会場（左ページの地図参照）で対応）
▶土地や株式の譲渡申告▶1年目の住宅借入金等特別控除の申告▶消費税の申告
▶令和2年分以前の申告▶青色申告▶贈与税の申告

税理士による無料相談

期 間	2月16日（水）～22日（火）（土・日曜日を除く）	会 場	市史料館ホール
相談時間	午前9時30分～正午、午後1時～午後4時		
対象となる人	①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く） *青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額 ②①の人で消費税の課税事業者の場合、本年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の人 ③給与所得者および年金受給者（ただし、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人を除く）		

*前年の確定申告書などの控え、確定申告のお知らせハガキを持参してください。